

鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱（平成29年鹿屋市告示第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「満たす者」を「満たす世帯に属する者」に改め、同条第1号中「鹿児島県外」の次に「又は薩摩川内市、出水市、長島町、西之表市、中種子町、南種子町、屋久島町、三島村、十島村、喜界町、奄美市、竜郷町、大和村、宇検村、瀬戸内町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町若しくは与論町に属する離島」を加え、「居住する者」を「居住する世帯」に改め、同条中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

第5条の見出しを「（補助金の額等）」に改め、同条中「同一物件に対して1回限り」を「1世帯につき」に改め、同条に次の1項を加える。

2 補助金の交付は、同一の世帯につき1回限りとする。

「2

## 「2 添付書類

別記第1号様式中「印」を削り、  
(1) 引っ越し費用に係る見積書  
(2) 誓約書（別記第2号様式）」

### 添付書類

- (1) 引っ越し費用に係る見積書
- (2) 誓約書（別記第2号様式） に改める。
- (3) 登録物件に係る賃貸又は売買契約書の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類」

別記第2号様式中 「住所」を「（署名又は記  
氏名 印） 氏名  
名押印）  
」に改める。

別記第3号様式中「印」を削る。

### 附 則

- 1 この要綱は、令和3年3月2日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現にこの要綱による改正前の鹿屋市空き家バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者は、この要綱による改正後の鹿屋市空き家等バンク利用移住者引っ越し費用補助金交付要綱の規定により補助金の交付を受けた者とみなす。